

第2章 統一的な基準の特徴

1節 公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」の他に、「東京都方式」等があります。平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類の作成が求められています。

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMSII)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ○取得原価が判明…取得原価 ○取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

2節 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

(1) 概要

本市がこれまで作成していた総務省方式改訂モデルと新たに作成した統一的な基準を比較すると、3つの変更点があります。

①発生主義・複式簿記の導入

総務省方式改訂モデルは決算統計データを活用し、財務書類を作成していましたが、統一的な基準では伝票ごとに複式仕訳を行います。

②固定資産台帳の整備

総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていませんでしたが、統一的な基準では固定資産台帳の整備を前提とし、公共施設等のマネジメントにも活用が可能となります。

③比較可能性の確保

地方公会計制度の会計基準は従来、様々な会計基準が存在していましたが、平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準に基づく財務書類を作成することとなり、団体間での比較可能性が確保されます。

